

## 1 はじめに

令和2年5月25日に全都道府県において緊急事態宣言が解除されました。それを受けて、スポーツ庁、(公財)日本レクリエーション協会等からガイドラインが示されました。本ガイドラインは、これらを参考にして各種レクリエーション活動を再開するにあたっての基本的な考え方や再開時の感染拡大予防のための留意点についてまとめたものです。

各加盟団体におかれましては、本ガイドラインやスポーツ庁、(公財)日本レクリエーション協会、都道府県レクリエーション協会、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、県・市町村等からの指針も参考にしてください。なお、本ガイドラインは現段階での指針を参考に作成しています。今後の状況により見直しもあり得ますことをご了承ください。

## 2 レクリエーション活動の再開にあたっての基本的な考え方各種レクリエーション活動を再開するにあたっては、「三つの密(密閉・密集・密接)」の回避や、「人と人との距離の確保」「手洗い・うがい・マスクの着用などの衛生」「室内の換気」といった感染拡大を防止する対策を講じることとします。大会・講習会・研修会等の参加者に対しては、当日の検温、体調チェックなど、感染予防に関する事前周知の徹底を図ります。また、参加者名簿を作成して連絡先を把握することとします。

## 3 レクリエーション活動再開時の感染予防対策

## (1) 主催者が行う対応策

- ①使用会場の消毒の徹底(机、いす、ドアノブ等の消毒)
- ②参加者受付時、目印等の設置により、十分な距離を取る(2m程度)
- ③受付スタッフのマスク着用
- ④密集とならない会場の確保
- ⑤参加者数の制限や誘導、会場のレイアウトの工夫
- ⑥休憩時や食事するときのマナーの徹底(対面の回避、会話を控えるなど)
- ⑦参加者の名簿を作成し、連絡先の把握及び保管
- ⑧密閉予防としての換気の徹底
- ⑨参加者がコロナウイルスに発症した場合の報告対応(自治体の衛生部局等)
- ⑩その他、感染予防における備品等の準備

## (2) 参加者へのお願い事項

- ①体調がすぐれない時は参加を辞退(平熱を超える発熱、咳、のどの痛みなどの風邪の症状、だるさ、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常、体が重く感じる、疲れやすい等の倦怠感、同居家族や身近な知人に感染が疑われた方がいる場合など)
- ②マスク、タオル、ゴミ袋など、感染予防のための持ち物についての周知徹底
- ③事前に活動できる準備をしての参加を促す(更衣室は使用しないなど)
- ④水分補給の飲料水の持参、主催者からの湯茶提供の場合は自分専用のカップの準備
- ⑤活動で使用する個人用具の貸し借りの禁止
- ⑥ごみの持ち帰りの徹底(袋に密閉し持ち帰り、適切に処理)
- ⑦感染予防に必要な事項の徹底に遵守できない場合の対応(退場を促す)

## 4 実施上の注意事項

## (1) 「三つの密」を回避するための工夫

- ・身体接触の多いレクリエーション活動の回避
  - ・密集とならない会場のレイアウトの工夫
  - ・入場者数の制限や、滞在時間の短縮
  - ・休憩時の時間と場所の分散化、食事等の徹底
- (2) 活動中以外のマスクの着用(但し、クラフト等は着用)
  - (3) 十分な換気(窓や出入り口の開放)
  - (4) 用具等の共有物や多くの人に触れる場所(ドアノブ等)の定期的な消毒
  - (5) 活動終了時のうがい・手洗い・手指消毒の励行
  - (6) 音楽レクリエーションは当面の間自粛
  - (7) 人と人との距離の確保